

仕 様 書 (物品購入)	
1 品 名	電子スピン共鳴装置の購入
2 数 量	一式
3 納 期	2025年9月30日
4 納入場所	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター本部 (東京都江東区青海2-4-10) 2階 2N-05 バイオ計測・評価実験室
5 支払方法	納品・検収完了後に、請求書に基づき一括支払いとする。
6 性能証明書 の事前提出	希望票と共に、性能証明書とチェックリストを地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター(以下「都産技研」という)財務会計課経理係に提出し、納品予定品の仕様について都産技研の確認を得ること。
7 仕様	<p>納入される機器・装置は新品で、次の仕様を満たすこと。</p> <p>(1) 機器・装置構成内容</p> <p>ア 電子スピン共鳴装置本体 1式 イ 付属品 1式 ウ 操作用コンピュータ 1台 エ プリンタ 1台</p> <p>(2) 電子スピン共鳴装置本体</p> <p>ア 電磁石 (ア) 最大磁場は1.3 T以上で、最大磁場まで掃引可能であること。 (イ) 磁場掃引幅は、設定した磁場を中心として、少なくとも$\pm 0.01 \sim 500$ mTの幅で設定可能であること。 (ウ) 磁場設定精度は、$\pm 5 \mu\text{T}$以下であること。 (エ) 磁場の長期安定度は、5×10^{-6}以下であること。</p> <p>イ マイクロ波ユニット (ア) Xバンド及びQバンドの測定が可能であること。 (イ) Xバンド測定は、周波数範囲が8.8~9.5 GHz以上で、マイクロ波の最大値が200 mW以上であること。 (ウ) Qバンド測定は、周波数範囲が34~36 GHz以上で、マイクロ波の最大値が50 mW以上であること。 (エ) マイクロ波のチューニングが自動でできること。</p> <p>ウ キャビティ (ア) 共振モードが円筒TE₀₁₁であること。 (イ) 無負荷でのQ値が18000以上であること。 (ウ) Mnマーカの挿入量を制御できること。もしくは、リファレンスなしでもスピン定量が可能なこと。</p> <p>エ 冷却水循環装置 (ア) 装置を運転するために冷却水が必要な場合は、空冷式冷却水循環装置を付属すること。</p> <p>(3) 付属品</p> <p>ア 温度可変装置 (ア) 試料温度を-170~200°Cの範囲以上で設定し、ESR測定が可能であること。</p> <p>イ 液体窒素冷却装置 (ア) 試料を液体窒素温度に冷却し、ESR測定が可能であること。</p>

仕 様 書 (物品購入)	
	<p>ウ 光照射装置</p> <p>(ア) キセノンランプを光源とし、試料に光を照射することが可能であること。</p> <p>(イ) 水銀キセノンランプを光源とし、試料に光を照射することが可能であること。</p> <p>(ウ) キセノンランプおよび水銀キセノンランプのランプ電力は、100 W 以上であること。</p> <p>(4) 操作用コンピュータ</p> <p>ア 操作用ソフトウェアで電子スピン共鳴装置本体を制御できること。</p> <p>イ データ解析およびシミュレーションソフトウェアがインストールされていること。</p> <p>ウ ソフトウェアを再インストールできるドライブが装着されていること。</p> <p>(5) プリンタ</p> <p>ア A4版用紙でのカラー印刷が可能であること。</p> <p>イ インクジェットまたはレーザーのいずれかであること。</p> <p>ウ 実験台上に設置すること。</p> <p>(6) その他</p> <p>ア 分電盤から装置までの配線は受託者が施工すること。</p> <p> なお、分電盤の改造を必要とする場合、担当職員と協議すること。</p> <p>イ 装置を運転するために圧縮空気が必要な場合は圧縮空気製造装置を付属すること。</p>
8 機器・装置 設置条件	機器設置にあたっては、納入業者による据付時適格性確認および稼働性能適格性確認を行い、文書（任意様式）にて報告すること。
9 耐震・転倒 防止対策	当該機器が転倒しないよう、適切な耐震・転倒防止対策を実施すること。
10 サポート 体制	<p>(1) 本装置の操作及び維持管理に関する説明を十分に行うこと。</p> <p>(2) 本装置の操作及び維持管理に関する日本語のマニュアルを提出すること。</p> <p>(3) 修繕の費用については、使用者の故意又は重過失によるものを除き、納入検査完了後1年間を無償保証とすること。</p> <p>(4) 首都圏にサポート拠点があり、迅速に対応可能な体制をとっていること。</p> <p>(5) 国内に消耗品及び部品が在庫されていること。</p>
11 納品方法	納入業者の負担と責任により、都産技研が指定する場所に稼働可能な状態に搬入・設置すること。装置の搬入・設置時には、搬入経路及び設置箇所周辺に必要な養生を行うこと。搬入・設置に伴い、施設に損害を発生させた場合、納入業者の責において原状回復を行うこと。
12 検収事項	本装置は、据付調整後に都産技研検査員立会いのもとで、本仕様を満たしていることが確認された時点で納入の完了とする。

仕 様 書 (物品購入)	
13 ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等	<p>本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。</p> <p>① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。</p> <p>② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。</p> <p>なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。</p>
14 その他	<p>ア. 納入物品類の調達、梱包、運搬、搬入、設置及び調整等に要する一切の諸費用については、全て本契約の契約金額に含まれる。</p> <p>イ. 物品納入に当たっては、事前に都産技研担当者と調整すること。</p> <p>ウ. 納入業者は、本契約の履行によって知り得た情報及び資料について、他の用途に使用すること、第三者に提供・漏洩すること及び複写・複製することを厳に禁じる。</p> <p>エ. 本装置の設置に際して、官公署等への届出・申請が必要である場合、納入業者は届出等に係る書類の作成を行うこと。</p> <p>オ. その他本書に定め無き点、もしくは疑義のあるときは、都産技研担当者との協議により対応方法を決定するものとする。</p> <p>カ. 都産技研は、東京都により設置された試験研究機関であり、東京都内の中小企業に対する技術支援により、東京の産業振興を図り、都民生活の向上に貢献することを役割としています。このため、購入した機器について、技術支援の一環として、中小企業等へ有償又は無償にて直接機器を利用させる機器利用事業等に使用する場合があります。</p>
問い合わせ先	<p>地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 財務会計課経理係</p> <p>所在地 〒135-0064 東京都江東区青海2-4-10</p> <p>電 話 03-5530-2790 / FAX 03-5530-2767</p>